

令和元年度第1回横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会 会議録	
日 時	令和元年6月14日(金) 午前9時45分～正午
開 催 場 所	中央図書館5階第1会議室
出 席 者	藤崎委員長、小澤委員、金沢委員、姜委員、渡辺委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部公開(傍聴者1人)
議 題	<p>1 令和元年度選定評価委員会について</p> <p>ア 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会の概要について</p> <p>イ 令和元年度 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会の開催について</p> <p>2 公募書類について</p> <p>ア 業務要求水準書について</p> <p>イ 公募要項について</p> <p>ウ 評価基準項目について</p> <p>3 面接審査について</p>
決 定 事 項	<p>1 委員会の概要・開催については案のとおりとする。</p> <p>第2回委員会は、非公開で開催する。</p> <p>2 業務要求水準書、公募要項については、案のとおりとする。</p> <p>評価基準項目については「市内中小企業等であるか」の項目の「審査の視点」に、「事業内容が施設の特性に適している」旨の文言を追加。それ以外は案のとおりとする。最終的な文言の整理は、委員長に一任する。</p> <p>3 面接審査については、案のとおりとする。</p> <p>第3回委員会の公開・非公開は第2回委員会で審議する。</p>
議 事	<p>議題1 令和元年度選定評価委員会について</p> <p>ア 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会の概要について</p> <p>(事務局)「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会の概要について」を説明。</p> <p>(委員)異議なし。</p> <p>イ 令和元年度横浜市山内図書館指定管理者選定委員会の開催について</p> <p>(事務局)「令和元年度横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会の開催について」を説明。</p> <p>今年度の審議事項は、山内図書館の令和2年度から5年間の指定候補者の選定で、開催回数は年4回を予定。本日の第1回終了後、6月下旬から8月上旬にかけて指定管理者の公募を行う。その後、8月下旬の第2回委員会で応募書類の審査を行い、第3回で面接審査として、事業者のプレゼンテーション及びヒアリングを開催。9月上旬の第4回で指定候補者の決定をする。</p> <p>(委員)異議なし。</p> <p>(委員長)次回第2回選定評価委員会の審議内容は、応募書類の選定・審査となっている。特定のものに利益もしくは不利益を及ぼす恐れがあるため、運営要項第9条の規定により、非公開とすべきと考える。</p>

(委員) 異議なし。

議題2 公募書類について

ア 業務要求水準書について

(事務局) 公募書類全体と業務要求水準書の案について説明。

(委員) 業務要求水準書の「Ⅱ 山内図書館の管理運営に関する基本的な考え方」に、レファレンスサービス等、調査・研究を支援するサービスに関する文言がない。

(事務局) 「Ⅲ-5 本業務に関すること」で具体的な業務について定めており、オンラインデータベース閲覧サービスの継続や利用者向けインターネット環境の提供について言及されている。レファレンスについては図書館の基幹業務という位置づけで、具体的な業務のほうに詳しく書かれているとご理解いただきたい。

(委員) 開館時間・休館日については、早朝開館など事業者の自由な提案の余地を残してよいのでは。

(事務局) 業務要求水準書に定めてある内容は必ず満たしてもらい、それを超える開館時間の変更は教育委員会と協議することとしている。

イ 公募要項について

(事務局) 公募要項(案)について説明。前回公募からの大きな変更は、賃金水準スライドの仕組みを導入すること。最低賃金等の変動があった場合に、市が変動率を発表し、それを乗じた形で実際の変動額を算出して2年目以降の指定管理料に反映する仕組み。

(委員) 賃金水準スライドについて、賃金水準が上がると指定管理料の総額も増え、人件費分が事業費から流用されるなどの懸念もある。流用については制限がないのか。

(事務局) スライドのしくみについては 様式(賃-1)「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書」で、事業者が応募する際に、人件費の基本の単価と人数を提出することになっている。収支予算書の中に人件費の内訳があり、それにより審査をしていただくので、正当な理由なしに実態がそこから大きくかけはなれることはおかしい。

実際には費目の流用は可能性としてはあるが、「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書」のなかで必要な人件費は提案されているので、そこから大きく乖離しないようにチェックしていく。

ウ 評価基準項目について

(事務局) 評価基準項目(案)について説明。

評価基準項目、審査の視点の過不足がないか

(事務局) 今回、「市内中小企業等であるか」の項目を新設した。「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と表記)にしたがい設定した。

また、前回公募時の評価基準項目では、「図書館業務」のうち、「読書活動推進のための取組」で4項目を設定していたが、ひとつ削り3項目とした。読書活動推進の全体的な取組姿勢について、読書活動推進計画を踏まえているか、民間ノウハウ、民間能力を發揮した提案がなされているかを問う項目。業務要求水準書の「山内図書館のサービスの基本のあり方」で、民間ノウハウ、民間能力を發揮したサービスの向上というのを基本的に考えてほしいとしている。提案全般に関わる内容であり、評価の視点として他の項目とも重複するため、この項目は削除した。

(委員) 削除したことによる影響は特にないという判断か。

(事務局) 前回公募は読書活動推進条例制定直後であり、計画全体への理解と事業者の取組全般を広く評価していきたいという意向で、考え方とは別に取組を具体的に示してほしいという意図があった。

読書活動推進計画は現在、第1期の最後に向かっており、これまで取り組んできた3つの柱について今後どのように進めるかを提案していただくよう示している。今年度、次期読書活動推進計画の策定を進めているので、具体的な取組は、計画の公表後、事業計画書の中で示していただきたいと考えている。

(委員) 「民間ノウハウ、民間能力」という文言が削られているなら、それを一つの審査項目に立ててはどうか。もしくは、案にあるすべての項目に「民間ノウハウ、民間能力を生かした」という文言を入れるか。

(委員) すべてにその文言を入れるのは煩雑な印象。民間ノウハウを生かしたサービスが提案されているかに着目して審査すればよいのでは。

(委員長) 民間ノウハウ、民間能力を發揮したサービスの向上は、山内図書館の管理運営の考え方のベースになっている。項目立てはせず、具体的な提案に民間ノウハウが生かされているかという視点を共有して審査する方向としたい。

(委員) 「市内中小企業等であるか」の項目の配点が10というのは大きすぎるし、裁量の余地もない。この項目の審査の視点に、事業内容が図書館の特性に関連するかという文言を入れてはどうか。点数のバリエーションも出るのではないか。市内中小企業の中でも、読書推進の取り組みをしている団体であるかを評価するなどの視点があってもいいのでは。

(委員) 同感。市内中小企業であるということへの配点が高いと感じる。もしこの項目を入れるならば、他自治体での実績を評価項目に入れてはどうか。つまり、市外の事業者であっても他自治体で指定管理や図書館運営できちんと実績を残しているところに評価を加えていけば、公平性が出るのではないか。

(委員長) 配点についてはのちほど話し合う。中小企業に関する項目については、ガイドラインに「施設の特性を考慮しつつ」という文言がある。同項目の審査の視点に「事業内容が施設の特性に適しているか」という文言を加えるということかどうか。

(委員) 了承。

(委員) 図書館という市の施設として、郷土資料を残していくことが重要なポイント。業務実績のなかに郷土資料についての事業者の考え方がどこかに含まれるとよい。中

中央図書館を筆頭に横浜市の地域資料をきちんと保存して市民に提供する社会的な使命がある。明記して、事業者にも考えていただきたい。

(事務局) 業務実績とは別に、「蔵書構築」の2つ目に地域資料の収集に関する項目があり、これが郷土資料への取組にあたる。

(委員長) 職員配置の項目の司書有資格者64%という数字について、前回公募時の説明に、政令指定都市における平成24年度末の平均を基準としたとある。5年経過しているが、その根拠となる数字自体は変わっていないのか。

(事務局) 平成29年度末の政令指定都市立図書館の有資格者率は61%に下がっているが、一定の司書有資格者率を業務要求水準として求める考え方で、前回同様の率とした。

項目の配点、比率について

(事務局) 前回公募と比べ、「市内中小企業等であるか」の項目10点が増えた。また、この項目が増えたことに関連し、団体の財務状況の健全さも審査することが長期的に安定した運営には必要と考え、前回5点だったものを今回は10点にした。

「市内中小企業等であるか」の項目で10点追加した分、「3 図書館業務」のうち「読書活動推進のための取組」で1項目、先ほどご説明した、他の項目と重複する部分の10点を減らした。

また、「施設管理」で「事故防止・緊急時に対する取組」の項目は、前回10点だったが5点にした。連絡体制図などを提出してあれば高得点になってしまうので、他の修繕や計画等を提出するのと同じレベルとする考え方で、5点にそろえた。

(委員) 「1 団体の状況」の配点比率が全体の20%というのは高い。最近の社会状況を考えると、施設管理の中の事故防止、防災等の取組みは得点を増やしてもよい。施設管理に関する項目の配点比率が12.5%であるのに対し、「1 団体の状況」が20%となっているが、団体の状況はすでにある状況の評価するもので、この比率が高いと、どういうふうに安全に運営していくかという工夫を入れる余地が少なくなるのでは。図書館の本体業務、施設管理の配点割合を高くしてもよいのではないか。

(委員) 「市内中小企業等であるか」の項目は、ガイドラインでの配点比率は原則5%とされているが、例外の考え方を取り入れて、この配点を変更してもよいのでは。

(委員) 市のガイドラインで5%が示されているので、その通りにしたほうがよい。5%以外にするなら、なぜその比率にしたのかという説明責任を求められる。

(委員長) もう一つ議論に出ていた「事故防止体制」や「防災に対する取組」の点数を上げることで、トータルの点数は変わるが、「団体の状況」の配点比率は相対的に下がる。このうちどちらかひとつでも10点にするという案もあると思うがいかがか。

(委員) 満点は200点でなくていいのか？

(事務局) 満点200点は前回は踏襲。委員5人分を合計すると1000点になる。

1000点中いくらだったか、ということで、直感的にわかりやすくはなる。

(委員) 全体の点数を増やすと項目ごとの比率も変わり、「市内中小企業等であるか」

の比率も5%から相対的に下がる。何を優先するかの判断になる。トータル200点は維持するとして、配点をどう振り分けるか。例えば、「市内中小企業等であるか」を7点、業務実績を7点にして、浮いた6点を「図書館業務」と「施設管理」に振り分けるというのはどうか。かなり細かくなるが。

(委員長) 全体の整合性が崩れるのは難しい。

(委員) 「市内中小企業等であるか」の10点を補うために、「団体の財務状況等が健全か」の項目も10点にしたところが、「1 団体の状況」の配点比率が高くなっている大きな理由では。

(委員) 継続性に問題がある事業者も応募してくるかもしれないので、財務状況の項目は10点が妥当。

(委員長) 大項目4に「収支計画及び指定管理料」があるが、この項目とは別に、団体の財務状況を審査する項目もある。これは両方あったほうがよいのか。

(委員) 団体の状況は大事。図書館業務を運営する実施母体が倒れてしまったら、そもそも業務ができなくなる。「収支計画及び指定管理料」とは分けて評価すべき。

(委員長) 5年間安心して事業をお任せするために、団体の状況はベーシックな部分として重要。前回の選定と比較すると、「1 団体の状況」の割合は上がっていて、相対的に「3 施設の管理運営に係る業務」の割合が下がっている。これは、「市内中小企業等であるか」の項目が追加され、団体の状況をしっかり見るといいうなかでの配点の結果という判断もできる。

また、項目間で配点を調整すると全体のバランスが崩れるという話も理解できた。このあたりの議論を踏まえた上で、全体としての配点は原案を基礎とすることを、議論の総合的な判断としてまとめたい。

最低基準、その他について

(委員長) 前回の選定と同様、トータルで7割得点していても、各大項目でひとつでも6割以下があれば最低基準を満たさないという点についてはどうか。

(委員) わかりやすいと思う。

(委員) 審査の際、おおよそ秀、優、良、可というような判断をして、それを得点に換算するやり方はどうか。

(委員長) 複数の事業者から応募があった時、それらを比較するのではなく、それぞれ別々に絶対評価をするのが大前提。その中で採点することが委員に課されている。

議題3 面接審査について

(事務局) 面接審査の案について説明。前回公募時と同様の団体数があった場合は、1団体につき、プレゼンテーション20分、ヒアリング15分程度を予定している。応募団体数によっては、調整する。

(意見・質問なし)

	(議事終了)
資 料 特 記 事 項	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会の概要について</p> <p>(2) 令和元年度 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会の開催について</p> <p>(3) 横浜市指定管理者運用制度ガイドライン【第12版】(抜粋)</p> <p>(4)-1 横浜市山内図書館指定管理者業務要求水準書(案)</p> <p>(4)-2 別紙(案)</p> <p>(5)-1 横浜市山内図書館指定管理者公募要項(案)</p> <p>(5)-2 評価基準項目(案)</p> <p>(5)-3 様式集(案)</p> <p>(6) 面接審査 案内文(案)</p> <p>2 特記事項</p> <p>令和元年度の委員会は次の日程で開催予定。</p> <p>第2回 8月23日(金) 午後2時～5時</p> <p>第3回 8月28日(水) 午後2時～5時</p> <p>第4回 9月10日(火) 午前10時～11時30分</p>